

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ		
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (山城北保健所)	785	○京都府豊かな緑を守る条例に基づく停止 命令 (山城広域振興局)	787
○特定農業用ため池の指定 (山城広域振興局)	〃	教 育 委 員 会	
○主要農作物の推奨品種等の指定 (農産課)	786	○落札者の決定	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃	○一般競争入札の実施	788
公 告		正 誤	
○農地法に基づく利用権の設定に関する裁 定の申請 (経営支援・担い手育成課)	〃	○令和2年7月28日付け京都府公報第127号中	791

## 告 示

### 京都府告示第549号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和3年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
城陽市市辺茶替山2の22の一部及び2の33の一部並びに市辺白坂3の4の一部、10の8の一部、11の2、12、13の17の一部、13の18及び77並びに綴喜郡井手町大字多賀小字東北山7の8の一部、64の1及び64の2の一部並びに大字多賀小字堀畑13の6、13の12、122の1及び124の1(次の図に示す部分に限る。)	ふっ素及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。

### 京都府告示第550号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和3年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
大谷池	木津川市山城町椿井大谷33	令和3年10月22日



京都府告示第551号

京都府主要農作物（水稻・麦類・豆類）の推奨品種及び推奨品種に準ずる品種を次のとおり定め、令和4年産の米・麦・豆から適用する。

なお、主要農作物の奨励品種等を定めた告示（平成30年京都府告示第68号）は、令和3年産の米・麦・豆をもって廃止する。

令和3年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 推奨品種

(1) 水稻

ア うるち

コシヒカリ、キヌヒカリ、京式部、京の輝き、ヒノヒカリ、祝（酒造用）

イ もち

新羽二重糯

(2) 麦類

小麦

せときらら

(3) 大豆

新丹波黒

(4) 小豆

京都大納言

2 推奨品種に準ずる品種

(1) 水稻

うるち

祭り晴、五百万石（酒造用）

(2) 麦類

二条大麦

ニューサチホゴールデン

(3) 大豆

オオツル



京都府告示第552号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線建設局長から通知があった。

令和3年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

八幡市美濃山、有都及び南山並びに京田辺市松井、松井ヶ丘、山手東、山手西及び山手南

2 測量の期間

令和3年10月5日から令和4年3月10日まで

3 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から利用権の設定に関する裁定の申請があった。

なお、当該申請に係る農地の所有者等は、当該農地に係る利用権の設定に関し、次のとおり、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の意見書を知事に提出することができる。

令和3年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 利用権の設定に関する裁定の申請の概要

利用権の設定を受けようとする農地				左の農地についての申請者の利用計画の概要	申請者が希望する利用権の内容		
所在・地番	地目	面積	利用の現況		利用権の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額(年額)
南丹市日吉町四ツ谷東谷上26	田	2,000.0 <sup>m<sup>2</sup></sup>	現に耕作の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。	裁定手続後に、申請者から借受希望者に農地を貸し付け、水稲を栽培する。	令4. 1. 1	10年	円 1,000

2 意見書の提出

(1) 提出期限

令和3年11月5日

(2) 提出先

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課

(3) 意見書に記載すべき事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画書
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項



京都府豊かな緑を守る条例（平成17年京都府条例第43号）第31条第1項の規定により、次のとおり森林開発行為の停止を令和3年10月13日に命じた。

令和3年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 命令に係る土地の所在場所

京田辺市薪斧窪8番1ほか（区域図で示した区域のとおり）

2 命令の内容

1の土地における森林開発行為を停止すること。

（「区域図」は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課において縦覧に供する。）

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第10号

落札者を次のとおり決定した。

令和3年10月22日

京都府教育委員会

教育長 橋 本 幸 三

1 業務の名称

令和3年度導入府立学校スマートスクール推進事業  
タブレット端末等の賃貸借業務

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府教育庁指導部ICT教育推進課  
京都市下京区中堂寺命婦町1丁目10番地 京都産業  
大学むすびわざ館内（4階）

3 落札決定日

令和3年8月31日

4 落札者の名称及び所在地

NECキャピタルソリューション株式会社京都営業所

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8

- 5 落札金額  
350, 164, 320円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和3年7月20日



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和3年10月22日

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
府立学校における貸出用端末設計設定等業務
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
契約日から令和4年3月25日まで
- (4) 業務を行う場所  
仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1丁目10番地 京都産業大学むすびわざ館内（4階）  
京都府教育庁指導部ICT教育推進課  
電話番号（075）414-5693  
ファクシミリ番号（075）414-5837

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和3年10月22日（火）から令和3年11月4日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育庁指導部ICT教育推進課のホームページ（[http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page\\_id=379](http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=379)）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

- 3 入札に参加することができない者  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和3年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者であること。

#### 5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

##### (2) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること。

(3) 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエまで及びキの書類を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書

オ 営業実績調査書

カ 取引使用印鑑届

キ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料の現在高調査書

ク 京都府の競争入札についての確約書

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

##### (4) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）

を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

##### (5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 4の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5429

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和3年11月4日（木）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

#### 6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

#### 7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

#### 8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和4年3月31日までとする。

#### 9 参加資格に係る変更届

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

#### 10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合については、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人  
 エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人  
 オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

#### 11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

#### 12 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等
- ア 入札書の提出期限、提出先等
- (ア) 提出期限
- 郵送による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から令和3年12月2日（木）まで（必着）
- 持参による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から開札時まで持参するこ

と。

#### (イ) 提出先

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1丁目10番地 京都産業大学むすびわざ館内（4階）  
 京都府教育庁指導部 ICT教育推進課長

#### イ 開札日時

令和3年12月3日（金）午後2時

#### (2) 入札の方法

ア (1)のアの(ア)の期限までに、(1)のアの(イ)の提出先に、入札書を持参（平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に持参するものとする。）又は郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

#### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「府立学校における貸出用端末設計設定等業務」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
 なお、無効な入札をした者は、再度入札に加わることができない。

ア 3に掲げる者及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

#### (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否  
 要する。

#### 13 入札保証金

免除する。

#### 14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

- 15 契約保証金  
免除する。
- 16 その他
  - (1) 1 から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
  - (2) 詳細は、入札説明書による。
  - (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- 17 Summary
  - (1) Designe and settings works for lending tablets at Kyoto prefectual schools
  - (2) Bidding method  
Paper bidding system
  - (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM on Friday, October 22, 2021 to 5:15 PM on Thursday, November 4, 2021
  - (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, November 4, 2021  
ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education  
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building  
4F, 1-10 Chudoji Myobu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto, Japan
  - (5) Deadline for tender by direct delivery  
On Thursday, December 2, 2021
  - (6) The time, date and place for the opening of tender  
2:00 PM on Friday, December 3, 2021  
ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education  
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building  
4F, 1-10 Chudoji Myobu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto, Japan
  - (7) Contact point for the notice  
ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education  
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building  
4F, 1-10 Chudoji Myobu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto, 600-8533 Japan  
TEL: (075) 414-5693 FAX: (075) 414-5837

正 誤

令和2年7月28日付け京都府公報第127号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
532	右	下から1	2174の2	2174の4